

事業主 様

東京都医業健康保険組合
理事長 加藤 正弘

被扶養者調書及び総括表の提出について

平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、当組合では健康保険法施行規則第50条に基づき毎年一定の期間毎に、在籍している被扶養者様が認定条件を満たしているかを再調査しております。

つきましては、同封の「調書」を対象者にお配りいただき、「総括表」に添付しご提出していただきますようお願い申し上げます。

対象者

【対象者】 令和5年4月1日現在、60歳以上の被扶養者

以下の方は、検認の対象外となります。

- 令和5年4月1日以降に扶養認定された者
- 令和6年3月末日までに後期高齢者となる者

提出期限

令和6年2月14日（水）

留意事項

- ① 認定条件を満たしていない場合は、速やかに扶養削除の手続きをしてください。
- ② 扶養認定日以後、被扶養者と別居になった場合は、住所変更届が必要です。
- ③ 調書が未提出または不備がある場合は、上記提出期限後、対象被扶養者の被保険者証（家族分）が使用できなくなる場合があります。
- ④ 既に「資格喪失」または「扶養削除」手続きをしている場合、備考欄の「資格喪失年月日」または「扶養削除日」に日付をご記入いただき、ご提出ください。

添付資料について

- 添付資料は、別紙をご参照ください。
- 年金額は、年に一度改定されますので、最新の資料を提出していただきます。
- 添付資料の再発行については、日本年金機構や共済組合等にお問い合わせください。
- ご提出いただいた資料は返却できません。資料のコピーを提出してください。

被扶養者調書 必要添付資料一覧

▼ 対象者全員提出が必要なもの

添付資料
令和5年度 課税（非課税）証明書

※ 対象者全員、上記書類を提出してください。ただし、以下に該当する対象者は追加添付資料を提出してください。

▼ 該当する場合、追加で提出が必要なもの

対象者について	追加添付資料
非課税の年金を受給している (遺族年金・障害年金 等)	① 直近の年金額改定通知書の写し ② 直近の支給額変更通知書の写し ③ 直近の振込通知書の写し ①～③のうち、いずれか
給与収入があるが、課税証明書の 収入金額と現在の収入に大幅な差がある	直近3か月分の給与明細書の写し
自営業（個人事業主）をしている	① 直近の確定申告書の写し ② 収支内訳書の写し <u>①・② 両方</u>
失業手当を受給している	① 雇用保険 被保険者受給資格者証（表面・裏面）の写し ② 雇用保険受給資格通知（受給金額と開始がわかるもの）の写し ①・②のうち、いずれか
被保険者と別居している	直近3か月分の送金証明 (送金主・受取主・金額がわかる通帳の写し 等)
同一世帯が条件の被扶養者である (義父母・義祖父母 等)	世帯全体の住民票の写し（コピー可）

添付資料に不足があった場合、事業所担当者様宛にご連絡させていただきますので、追加ご提出ください。

なお、被扶養者調書の提出期限は2月14日組合必着です。

お早めのご提出にご協力をお願いいたします。



上限額超過による扶養削除

「被扶養者の認定申請」を行い、その後、被扶養者の法定基準を満たさない場合が発生したときは、その対象者様の削除手続きと被保険者証を回収するのは被保険者の義務です。

扶養認定基準を満たさない対象者様は、国民健康保険に加入することになります。国民健康保険の加入手続きをせず、家族分の被保険者証を使用することは、不正行為及び不当利得の返還請求の対象となりますので、ご注意ください。

扶養対象者の上限額			
年齢	日額	月額	年額
60歳未満	3,612円未満	108,334円未満	130万円未満
60歳以上	5,000円未満	150,000円未満	180万円未満

※ 障害年金を受給できる程度の障がい者の場合、「60歳以上」の対象者と同じ上限額です。

扶養削除の場合（具体例）

以下の例のとおり、被扶養者の削除日については、任意の日付ではありません。

削除事由	削除日	留意事項
就職により収入が認定基準を超える	就職日	就職先で健康保険の被保険者となる場合は、収入額にかかわらず、就職日に扶養削除になります。
3ヶ月平均の収入が認定基準月額を超過し、以降も同様の収入が見込まれる	4ヶ月目の初日	交通費を含めた3ヶ月平均の給与の総支給額が認定基準月額を超えた場合、扶養削除になります。 なお、雇用契約の変更に伴い、上限額を超過する見込みの場合は、契約変更日の開始日が削除日です。
認定基準額を超える雇用保険を受給する	支給開始日	振込日ではありません。支給開始日については、雇用保険の受給資格者証を確認してください。 ご不明な場合、受給資格者証(写)を削除届に添付していただければ、確認いたします。
営業等所得が健康保険上認定基準を超過した	確定申告書受付日	確定申告期間を過ぎてから確定申告を行った場合、削除日はその年の確定申告期間の初日となります。 (※確定申告期間中に確定申告を行った方との公平性を確保するための取り扱いです)
年金額の改定により認定基準を超過する	年金額決定(改定)通知を受けた日	認定基準額を超過する年金の通知を受けた日が削除日となりますので、65歳以上の対象者は、非課税の遺族・障害年金の併給や年金額の改定にご留意いただく必要があります。